

JA越後中央 総合ポイント制度会員規約

令和2年4月1日

本規約は、JA越後中央ポイント会員(以下、「会員」という)が、JA越後中央ポイントサービスを利用するにあたり利用条件を定めたものです。本制度への申し込みにあたっては、下記条項のほか、別途当JAが定める各関連規定等が適用されることに同意したものといたします。

第一条 会員資格

1. 会員は原則として18歳以上の個人または、法人・団体で、当JAの組合員資格を有する者とし、本規約を承認したうえで入会を申し込みし、当JAがこれを承諾した方とします。なお、未成年の方は保護者の同意が必要となります。
2. 会員には、「JAカード(クレジット機能付き)」または「ポイントカード(クレジット機能なし)」を会員証として発行します。

第二条 入会方法

所定の入会申込書に必要事項をご記入いただき、ご本人が申込みするものとします。

第三条 入会金・年会費

入会金、年会費は無料です。なお、JAカード(クレジット機能付き)の場合は、発行者である三菱UFJニコス株式会社が定める年会費が別途必要となります。

第四条 会員特典

1. 当JAでのご利用状況に応じてポイントが積立てられます。なお、対象となる事業・取引の詳細は当JAが別に定めるポイント付与基準によります。
2. 会員特典はご本人のみご利用いただけます。
3. 累計ポイントは最寄りのJA各支店または本店で確認することができます。

第五条 ポイントの付与と還元等

1. ポイントは会員が利用した金額等により、当JAが定めるポイント付与基準に基づき付与されます。
2. ポイント付与の対象となるお取引について、取り消し・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは減算させていただきます。
3. ポイントは、毎年1回キャッシュバックにて還元いたします。

第六条 届出事項の変更

会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかにお取扱いのJA各支店・店舗へお申し出ください。お申し出がない場合には、ご連絡・通知が届かずに、特典を受けられない場合があります。

第七条 本規約の追加・変更

会員規約ならびにポイント付与基準、ポイント還元基準は、諸事情により随時変更される場合がありますのでご了承ください。なお、最新の変更内容に関する照会は、当JAホームページでご確認いただくか、最寄りのJA各支店にお問い合わせください。

第八条 譲渡・貸与等の禁止

本規約に基づく会員の権利は、譲渡(相続を含みます)または第三者への貸与等はできません。

第九条 盗難・紛失・毀損

1. 会員カードを盗難・紛失・毀損された場合は、当JAへご連絡ください。
2. クレジット機能付き会員カードについては三菱UFJニコス株式会社への連絡が必要となります。

第十条 退会等

1. 会員は自己の都合によりいつでも退会することができます。会員による退会は、当JA所定の書面を提出することによります。また、退会によりポイントは失効します。
2. 会員が下記に該当する場合は、当JAは会員に通知することなく、いつでも会員の退会処理または本規約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。退会によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。
 - ① 会員が当JAに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - ② 会員が死亡した場合
 - ③ 会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合
 - ④ 会員が本規約や当JAとの他の取引約定に違反した場合
 - ⑤ 住所変更の届けを怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって当JAにおいて会員の所在が不明となった場合
 - ⑥ 会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 組合員資格を喪失した場合
 - ⑧ 上記以外に、当JAが会員の退会を必要とする相当の事由が生じた場合

第十一条 個人情報の交換利用・提供について

会員は、本規約に基づく会員の個人情報について、当JAが次の通り取扱うことについて同意したものとします。なお、当JAの個人情報保護方針等につきましては、当JAホームページでご確認いただけます。

1. 当JAとJA総合ポイント運営にかかる下記の委託先が、会員の下記個人情報の保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【委託先】

委託先名称：全国農業協同組合中央会、(株)JA新潟電算センター

【利用目的】

- ① 当JAが委託先と連携して行うJA総合ポイントの運営や研究、開発
- ② 当JAが取扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発
- ③ 上記②記載の商品やサービス等の提供に際して、当JAが行う判断、各種リスクの把握及び管理

【情報範囲】

- 会員の氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先・家族構成・勤務先に関する情報・利用商品やサービスの種類・入会日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報・金融機関番号・支店番号・口座番号等の管理番号のうち、当JA及び委託先各団体がそれぞれに保有する情報
2. 当JAは、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
 3. 当JAは、本規約に基づくJA総合ポイントの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

第十二条 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

会員は、申込み時点で以下について同意したものとします。

私は次の1に規定する暴力団員等もしくは1の各号のいずれかに該当し、2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本規約に基づく一切のサービス提供が停止され、会員資格を取り消されても異議を申しません。あわせて私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格を取り消された場合には、当然に貴組合に対する一切の債務の期限を失い、直ちに債務を弁済します。これにより損害が生じた場合でも貴組合に何ら請求は行わず、一切私の責任といたします。

1. 私は、自身が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）またはテロリスト等（疑いがある場合を含む）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること

②暴力団員等またはテロリスト等に対して貸金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為および法的な責任を超えた不当な要求行為

②貴組合との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

③風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為

④その他前各号に準ずる行為

【JA越後中央 総合ポイント制度に関するお問い合わせ先】

JA越後中央 各支店 又は、企画総務部企画課 TEL:0256-70-1577

越後中央農業協同組合

〒953-8503 新潟県新潟市西蒲区漆山 8833 ホームページアドレス：<http://www.e-ja.or.jp/>